

〈紹介〉

刑罰法規厳格解釈の 原則に関する文献

門 田 成 人

本稿は無署名論文「新たな慈悲の原則」(NOTE, *The New Rule of Lenity*, 119 HARV. L. REV. 2420 (2006)) の紹介である。この論文は、刑法解釈の基本原則たる「慈悲の原則」につき、合衆国最高裁における判例の動向を丹念に追いつつ、またこれまでの慈悲の原則に対する学説の評価を踏まえて、合衆国最高裁判例では新たな慈悲の原則が確立されているとし、その根拠づけと今後の展開につき論ずるものである。その主張するところは以下の通りである。つまり、①合衆国最高裁は、当該制定法の広汎な解釈では邪気のない (innocent) 行為を処罰することになるおそれのある場合（制定法が厳格責任犯罪を定める場合、および法定犯において制定法が不法性または違法性の認識を犯罪要素としていない場合）に、これを回避するために慈悲の原則に言及し厳格な解釈を選択していること、②この新たな慈悲の原則は、「普通に法を遵守する常人であればその行為が刑罰法規違反の危険があるとの何らかの兆候を受け取るであろう」との公正な告知の概念に整合すること、他の解釈格言と同じく準憲法的価値を促進し公的価値を反映するものとして位置づけられること、さらに慈悲の原則の明確な適用指針を提供しあいまいさの判断の操作を最小限にとどめること、という重要なメリットをもたらすことから、合衆国最高裁が新たな慈悲の原則の確立を明言すべきである、と。

慈悲の原則は、あいまいな刑罰法規が政府に不利益に（逆に言えば被告人に有利に）厳格に解釈されなければならないという伝統的な定義に⁽¹⁾

においては、あまりに一面的な法解釈で制定法をめぐって対立する諸価値を十分に反映しがたい、また対テロ撲滅戦争等スローガンの価値の一致を求めて社会の単純化を図るなかでは社会の安全の重視にそぐわないと批判される。実際、合衆国最高裁においても、その政治性が徐々に強まるなかで、慈悲の原則は原則としての働きをなさず、リップサービスや帳尻あわせにすぎないと評価されることが多々ある。⁽²⁾このような判例での扱いに加え、その理論的根拠との乖離から、慈悲の原則の不要論が手強い状況にある。⁽³⁾この論文は、判例における慈悲の原則の位置づけを的確に分析し、伝統的な原則とは異なる新たな慈悲の原則としてその価値を見出すことで、慈悲の原則の衰退・消滅に歯止めをかけようとする重要な文献である。⁽⁴⁾

-
- (1) 慈悲の原則の旧来版(＝厳格解釈の原則)については、拙稿「アメリカにおける刑罰法規厳格解釈の原則について」*島大法学*33巻4号63頁以下参照。
- (2) 合衆国最高裁における慈悲の原則の扱いとその評価については、拙稿「アメリカ合衆国における刑罰法規厳格解釈の原則の適用方法について(1)(2)」*島大法学*39巻1号65頁以下、42巻1号151頁以下参照。
- (3) 慈悲の原則の問題点については、永井善之「アメリカにおける刑罰法規厳格解釈の原則と『公正な告知』の概念」*東北法学*17号35頁以下、同「アメリカ合衆国における刑罰補記解釈の一断面について——環境刑罰法規を素材にして——」*東北法学*16号249頁以下、拙稿「アメリカにおける刑罰法規解釈の一現代的側面について(1)(2完)」*島大法学*35巻1号139頁、35巻3号195頁参照。
- (4) 慈悲の原則にかかわる主要なアメリカ文献としては以下のものがある。See, Eskridge, Jr., *Public Values in Statutory Interpretation*, 137 U. PA. L. REV. 1007 (1989), Scalia, *Assorted Canards of Contemporary Legal Analysis*, 40 CASE W. RES. L. REV. 581 (1990), Eskridge, Jr., & Frickey, *Quasi Constitutional Law: Clear Statement Rules as Constitutional Lawmaking*, 45 VAND. L. REV. 593 (1992), Kahan, *Lenity and Federal Common Law Crimes*, 1994 SUP. CT. REV. 345 (1994), Newland, NOTE: *The Mercy of Scalia: Statutory Construction and the Rule of Lenity*, 29 HARV. C. R. -C. L. L. REV. 197 (1994), Kahan, *Is Chevron Relevant to Federal Criminal Law?* 110 HARV. L. REV. 469 (1996),

合衆国最高裁判例の分析から導かれた新たな慈悲の原則は客観的で冷静な検討に基づく魅力的な論理構成であると思われる。しかし、慈悲の原則が邪気のない行為の処罰を防止するという領域でのみ価値づけられることは刑法解釈のあり方を示すシンボルとしての意義づけを失わせかねない。多くのテキストやケースブックにおいて今なお慈悲の原則は刑罰法規の解釈の基本原則として挙げられているのは単に儀礼的なものではないであろう。慈悲の原則は、議会がある立法意図をもちそれを表現するのに特段の困難がないのであれば議会がそれを制定法に明確に示すべきであり、それを欠くのであれば被告人に有利に解釈すべきであるという、刑罰法規の立法・適用における国家と国民との基本的関係を端的に示すがゆえに、解釈原則として位置づけられてきたのではなかろうか。本論文が依拠する「公正な告知」も不法性・違法性の認識可能性で足りる緩やかな概念を基準とし、実質上、これと結びつく形で不法性を意図しない行為の不処罰という責任原則のより十全な保障のための解釈手法

Greenberg, *Who Says It's a Crime?: Chevron Deference to Agency Interpretations of Regulatory Statutes That Create Criminal Liability*, 58 U. PITT. L. REV. 1 (1996), Solan, *Law, Language, and Lenity*, 40 WM. & MARY L. REV. 57 (1998), Wiley, Jr., *Not Guilty by Reason of Blamelessness: Culpability in Federal Criminal Interpretation*, 85 VA. L. REV. 1021 (1999), Sunstein, *Nondelegation Canons*, 67 U. CHI. L. REV. 315 (2000), Slocum, *RICO and the Legislative Supremacy Approach to Federal Criminal Lawmaking*, 31 LOY. U. CHI. L. J. 639 (2000), Decker, *Addressing Vagueness, Ambiguity, and Other Uncertainty in America Criminal Laws*, 80 DENV. U. L. REV. 241 (2002), Driesen, *Loose Canons: Statutory Construction and the New Nondelegation Doctrine*, 64 U. PITT. L. REV. 1 (2002), Slocum, *The Immigration Rule of Lenity and Chevron Deference*, 17 GEO. IMMIGR. L. J. 515 (2003), Price, *The Rule of Lenity as a Rule of Structure*, 72 FORDHAM L. REV. 885 (2004), Stevenson, *Toward A New Theory of Notice and Deterrence*, 26 CARDOZO L. REV. 1535 (2005), Robinson, *Fair Notice and Fair Adjudication: Two Kinds of Legality*, 154 U. PA. L. REV. 335 (2005), Greenfield, *A Lenity Exception to Chevron Deference*, 58 BAYLOR L. REV. 1 (2006).

にすぎないこととなつては、慈悲の原則はその本質において無力化するともいえる。国家と国民との基本的関係がいったん崩されれば、崩されたものの復元にはかなりの困難が伴うであろう。本論文も、最高裁判例の分析は分析として、慈悲の原則のありようやその原則性についての議論があつてもよいと思われるが、むしろ、慈悲の原則はそれほど追い詰められ衰退消滅の危機に瀕しているのかもしれない。

わが国においては、「刑罰法規の解釈が厳格でなければならない」との言及はしばしば見られるが、それはいわば刑法の謙抑性に基づく議論であり、また拡張解釈の限定という脈絡での議論である。それは、伝統的な慈悲の原則（むしろ厳格解釈の原則の名称が適切であるが）が制定法の文言の日常的意味をめぐる被告人に有利に狭い解釈を選択するのは根拠も適用場面も明らかに異なる。わが国の刑罰法規の解釈論が類推禁止との境界線上で展開されていることにも鑑みれば、立法目的・趣旨を偏重し文言の日常的意味を簡単に超えて拡張解釈することにさしたる違和感もない点では、アメリカ合衆国における解釈議論から見ても「特殊」といえる。方法論だけ見れば、いわば1970年代以降の合衆国最高裁の解釈方法に近いともいえるが、文言の日常的意味への意識の差という点ではそもそも出発点が異なる。それは「公正な告知」、刑罰法規をめぐる国家と国民との基本的関係やデュー・プロセスの理解にも根本的な理解のずれを生み出すのではなからうか。この点はなお分析・検討が必要であり、今後の課題としておきたい。

以下、本論文を紹介する。

「新たな慈悲の原則」

裁判所は、刑罰法規を解釈するさいに、「刑罰法規が政府に不利に厳格に解釈されるべきである」との法格言を決まって繰り返す。慈悲の原則として知られるこの解釈格言は、刑罰法規を解釈する裁判所がいかなるあいまいさをも被告人に有利に解決するように求める。合衆国ではこ

の原則の適用は少なくとも1820年に遡る。マーシャル首席裁判官はこの原則を「おそらく解釈そのものと同じくらい古い」と述べた。現代の裁判所はこの原則を「敬うべき」で「十分に認められた」ものとしている。

その長い系譜や裁判所による継続的な支持にもかかわらず、慈悲の原則は最近批判的となっている。裁判所は一貫性なくあるいはでたらめにこの原則を適用していると指摘される。裁判所はこの原則の適用をやめてしまったとさえ言われる。これらの批判は慈悲の原則へのおだまりの言及がリップサービスであると説明し、裁判所はこの原則を名ばかりに認識しているが、しかし、他の何らかの理由で被告人に有利と判断される場合でなければ、制定法があいまいではないとし、それゆえこの原則を適用しない。

これらの批判の中には、この原則の明らかな衰退を歓迎するものがある。この原則がその伝統的な理論的根拠のいずれによっても正当化されえず、それゆえ、裁判所はこの原則を公に放棄するのが賢明であるとする。逆に、慈悲の原則を強靱に適用することを主張するものもある。しかしながら、いずれの立場も現代の裁判所が慈悲の原則を無力化させていることを前提とする。

本稿はこの共有された前提を再検討する。Rehnquist Court における慈悲の原則の適用を包括的に検討した結果に基づいて、合衆国最高裁があらゆるあいまいな刑罰法規にこの原則を適用してはいないという点でこれらの批判は正しい。しかし、この原則はまだ死んではいない。わずかな事件ながら、合衆国最高裁が他の理由ではもっともらしく説明できない結論を導くためにこの原則を適用した例がある。さらに、慈悲の原則の適用はでたらめでも無節操なものでもない。むしろ、合衆国最高裁は事実上より狭い慈悲の原則を適用している。この新たな原則は、あいまいな刑罰法規が広汎な解釈によれば「邪気のない (innocent)」行為を処罰することになる場合のみ、厳格に解釈することを求める。制定法が厳格責任犯罪を定める場合や、問題の行為がその本質上不法なもので

はなく禁止されているがゆえに不法であり、制定法が不法性や違法性の認識を犯罪要素としていない場合には「邪気のない」行為を罰する。

この新たな慈悲の原則は伝統的な原則の改良版である。それが最近の裁判所の実務をより良く説明するだけではなく、より強力な理論的基礎に依拠する。第1に、新たな原則は犯罪行為の射程を告知するという慈悲の原則の主たる正当化根拠とより密接に結びつく。第2に、新たな原則は、合衆国最高裁の制定法解釈の格言の多くと同じく伝統的な原則とは異なって、合衆国議会による不注意なあるいは偶然的侵害から重要なあるいは準憲法的な諸価値を保護する。最後に、新たな原則は、慈悲の原則とあいまいさの要件に依拠する他の解釈規範（Chevron 事件判決での敬讓）との潜在的な緊張関係を解決する。これらの理由から、合衆国最高裁は公式に新たな慈悲の原則を採用することでその最近の実務を修正すべきであると考えている。

1. 慈悲の原則の現代的批判

A. 伝統的な原則

慈悲の原則は、17・18世紀のイギリスの裁判官が一掃的な死刑法の峻厳な効果を無にしようとする努力したことに始まる。例えば、Blackstone は、「羊または他の家畜」の窃盗に死刑を科する法律を羊の窃盗にのみ適用すると解釈するため、慈悲の原則（当時は厳格解釈の原則として知られていた）の使用を論じる。

合衆国最高裁は、「公海上で」行われた故殺罪に裁判権を認める制定法を河川に停泊する船の上で行われた行為に適用しなかった1820年の *United States v. Wiltberger* 事件判決において、合衆国の法律に慈悲の原則を導入した。合衆国最高裁は、裁判権の規定を同じ法律の別の規定、すなわち「公海上」だけでなく「河川、港、ドッグや入り江」で行われた謀殺を含む規定と対照し、合衆国議会が故殺罪よりも謀殺罪につきより広い裁判権を認めようとして意図したであろうということはまずありえな

いと指摘したが、しかし、厳格解釈の原則により狭義の解釈を是とした。

20世紀初頭には、裁判所は当該制定法の議会意図や文言がより広い解釈を示唆する場合にさえ慈悲の原則を適用した。例えば、1931年の *McBoyle v. United States* 事件判決では、Holmes 裁判官は「自動車……あるいは軌道上を走行するように設計されていない他の自走式乗り物」として定義された、盗難自動車類の輸送を犯罪化する制定法が盗難航空機に適用されないとした。「行為ルールが通常人に地上を動く乗り物の絵を思い浮かべさせる言葉で書かれている場合、当該制定法は、単に類似のポリシーが妥当すると思われるという理由で、航空機に拡張されるべきではない」からである。

慈悲の原則の伝統的適用はまた1950年代からの一連の *unit of prosecution* の裁判例にも反映される。例えば、1955年の *Bell v. United States* 事件判決では、「売春目的で女性や少女を州を越えてあるいは国外に移送する」ことを犯罪とする制定法のもとで、同じ車で2人の女性を運んでいた被告人が一罪で起訴されると判示した。反対意見が指摘するように、この解釈は制定法の文言と相容れず、議会の目的と矛盾していた。しかしながら、合衆国最高裁は、合衆国議会がその意思を持つ場合それを表現するのに困難がないことを指摘し、議会意図のより明確な指示がなければより峻厳な解釈を採用するとした。

これらの裁判例は、概ね1970年代まで適用された、伝統的な慈悲の原則の射程と効力を明らかにする。合衆国最高裁は、非論理的である場合、制定法の文言と矛盾する場合、あるいは議会の目的を挫折させかねない場合にさえ、あいまいさを見出し狭義の解釈を採用する。

B. 本原則の一貫性のない適用への現代的批判

この強靱な本原則の伝統的な適用が最近の実務と好対照であるとの批判がなされる。現代の裁判所は、問題の制定法が明確であるとか別の解釈格言が狭義の解釈を求めるという理由で、ともかく被告人に味方する場合にのみ慈悲の原則を適用するとさえ主張される。この主張者は、慈

悲の原則が制定法解釈の一貫したポリシーというよりも他の理由で正当化される結論への帳尻あわせとして生き残っていると結論する。著名な裁判官も同じ結論を支持する。コロンビア特別区巡回区の Edwards 裁判官は、慈悲の原則の適用を概観して、「本原則は広く受容された理論的概念であるけれども、過去10年間の控訴裁判所が本原則にリップサービスを与えた約100件の合衆国裁判例を検討すると、ほぼ例外なく、裁判所は、本原則を当該事件に適用できないと判断した」と結論づけた。

慈悲の原則がある程度の効力を保ちつつ、しかしその適用がきわめて散発的で予測できず、あるいは一風変わったものであると述べて、比較的抑制的な立場を採る者もある。

近時合衆国最高裁が慈悲の原則を適用したがるしないことは、1970年代以降本原則の貧弱な定式化をしばしば利用していることに反映されている。合衆国最高裁が助けの得られるものすべてを採った後になお合衆国議会の意図を推量するしかない場合にのみ、慈悲の原則が機能するとの意見が最近しばしば見られる。他の裁判例は、当該制定法が重大なあいまいさを含む場合に本原則が適用されるとする。これらの定式化は初期の裁判例で示された本原則より遥かに弱体化し、それは明確叙述原則 (clear statement rule) と近似することもしばしばである。合衆国最高裁による最近の慈悲の原則の再定式化は本原則がもはや誠実には適用されていないとの批判が適切であることを示している。

C. 本原則の伝統的正当化根拠への現代的批判

慈悲の原則が機能停止状態であるとの主張者はその衰退を歓迎している。この立場を支持するために、本原則の理論的根拠のいずれもその伝統的定式化と十分に合致するものではないと主張する。慈悲の原則は、刑罰法規の峻厳な結果を無力化するために発展したイギリスから継受した。アメリカの裁判所は本原則を保持したが、無力化根拠を放棄し、その代わり、公正な告知、権力分立や法の支配に言及して本原則を正当化した。

1. 公正な告知

もっともしばしば引用される理論的根拠は刑事責任の範囲につき公正な告知を与える必要性である。Holmes 裁判官が説明するように、「公正な警告は、ある境界線を越えた場合に法が何をしようと意図するのにつき、一般通常人が理解する文言でなされるべきである」。

この公正な告知の根拠は直感的には説得力がある。しかしながら、この根拠は慈悲の原則に適切に合致するものではない。その保証する「告知」がほとんど虚構であるからである。告知の根拠を提示する裁判例でさえ現実の告知が問題であることを前提としない。Holmes 裁判官も、同じ箇所、「犯罪者が殺人や窃盗を行う前に注意深く法律の条文を検討することはありそうもない」と述べた。

推定上の告知も価値があるとの主張もある。犯罪者が現実に法律を読んでも読まなくても、探そうとしてもその行為が違法であると認識しえなかったであろう場合に何人であれ処罰することは不公正である。しかしながら、告知の目的に照らした「あいまいさ」と制定法の解釈における「あいまいさ」とには重要な相違がある。慈悲の原則を適用する裁判所は先例における解釈、立法沿革や法の背後にあるポリシーを分析した後にはじめて制定法があいまいであるとする。これらの資料は立法意図の有効な指標であるかもしれないが、「一般通常人が理解する文言で」告知を与えるものではない。

慈悲の原則が現実に条文を調べた被告人にさえ公正な告知を与えないであろう多くの制定法に適用されないから、本原則は公正な告知という利益の保護に実質的に欠ける。逆に、ある被告人がその行為が違法であると確信している場合でさえ本原則が適用されるから、告知の利益の保護が實際上過剰となる。この適合性の欠如は、公正な告知がせいぜい慈悲の原則の部分的正当化根拠であることを示唆する。

2. 権力分立

次の根拠は、「犯罪を定義し刑罰を規定するのは立法府であって合衆

国最高裁ではない」である。裁判所が合衆国のコモン・ロー上の犯罪を創造しえないことは十分に確立されている。権力分立という根拠によれば、慈悲の原則は、合衆国議会があいまいな制定法を通過させることで裁判所に犯罪を定義する権限を委譲することを認めないことによって、この禁止を実現する。

この理論的根拠は、RICO 法のように、裁判所の先例によって大部分定義されている多くの過剰に広い制定法を含む現在の合衆国刑法と適合しがたい。Dan Kahan 教授は、このような委譲が蔓延っているので、合衆国刑法が委譲されたコモン・ロー創造システムと見なされるべきであると主張する。RICO 法につき、裁判所による進展という合衆国議会の最低限の指針に権力分立の問題が存在しないならば、裁判所が慈悲の原則の適用事件で生じるより狭いあいまいさを解決することが許されるべきではないと主張しがたい。

さらに、犯罪行為の射程を定義する広範な権限が行政機関に与えられることは、合衆国議会が犯罪を定義する権限を委譲できないとの主張を裏切る。例えば、司法長官は明細表1の規制物質として薬物を指定する権限が与えられている。証券取引委員会は証券取引を支配するルールを宣言する。さまざまな法律は国税庁、環境保護局その他の機関によって宣言された規則の違反に刑事罰を科している。行政機関への犯罪定義権限の委譲は裁判所への委譲とは異なるが、しかし、慈悲の原則における非委譲の根拠はそのような区別をしないと主張しうるであろう。

最後に、裁判所による慈悲の原則の適用は、それが非委譲原理として機能するとの主張を侵害する。1984年の *Chevron U.S.A. Inc. v. National Resources Defense Council, Inc.* 事件判決は、委譲された立法権限を、政策的考慮によって制定法のあいまいさを埋める権限と定義した。しかしながら、裁判所は法の背後にあるポリシーを検討することであいまいさを治癒しようとして初めて、つまり委譲された立法権限を行使して初めて、慈悲の原則を適用する。

3. 法の支配

最後の正当化根拠は、慈悲の原則が検察官の権限濫用の可能性を低減させ明確な制定法を助長し、よって法の支配を促進することである。Price 教授はこの見解の有力な立場を展開する。強化された慈悲の原則であれば立法府による過剰犯罪化や検察官による訴追裁量の濫用という問題を解決するのに有益であろうとする。Price 教授のいう慈悲の原則は裁判所にまず制定法のあらゆるもっともらしい解釈を特定しもっとも狭い解釈を採用することを求めるが、それでも法の支配をさほど増進するものではない。伝統的原則は、裁判所が他の解釈方法を適用した後に制定法をあいまいであると判断する場合に初めて機能するが、効果的ではない。

この法の支配の根拠はあいまいさと広汎さを混同するから妥当ではない。過剰犯罪化や訴追権限の濫用は広汎な制定法、つまり広い範囲の行為を含みそれゆえ検察官に潜在的犯罪者の取捨選択を許す法律によって惹起される。この権限は差別的執行への関心を喚起し、検察官が選択的に訴追を積み重ねることを許し、それによって司法取引における検察官の影響力を増大させる。もちろん、広汎な制定法の外延があいまいであるならば、慈悲の原則は検察官の裁量を抑制するが、周縁部においてのみである。より重要なことに、合衆国議会は過剰に広汎であるがあいまいではない制定法を立法できる。1998年の *Brogan v. United States* 事件判決において、合衆国最高裁は、事情を知らながら法執行機関に虚偽を述べることを犯罪とする、合衆国法第18章第1001条を検討した。合衆国最高裁は、本条を広汎だが明確であるとし、選択的訴追の危険を増大し警察官がすでに有罪であると認識した被疑者を尋問することで犯罪を生み出すことを許すとしても、単なる有罪の否認を含むと解釈した。慈悲の原則は過剰犯罪化や訴追権限の濫用と両立しないものではない。実際、強力な慈悲の原則は、立法者により広汎な制定法を立法する誘引を与えることで、過剰犯罪化を防止するより促進させかねない。

慈悲の原則のいずれの批判的立場ももっともらしい。最近の本原則の適用が稀で矛盾しており、伝統的な理論的根拠がどれも一貫した適用への回帰を正当化しない。しかしながら、合衆国最高裁の最近の判決をよく見ると、これらの批判が誇張であることが示唆される。

II. Rehnquist Court における慈悲の原則

以下では、1986年から2005年の Rehnquist Court 期の合衆国最高裁の判決を分析する。この間、合衆国最高裁は慈悲の原則にかかわる48件の判決を下した。これらの判決の検討は2つの結論を示唆する。第1に、慈悲の原則は少ないが重要な事件で決定的な役割を果たしている。第2に、本原則の適用は、伝統的な定式と矛盾するけれども、恣意的でも無原則でもない。むしろ、合衆国最高裁は、邪気のない行為を犯罪とすることに反対するものとして原則化し適用する。

A. 本原則があいまいでない制定法に適用されないとした裁判例

合衆国最高裁は、30件において、問題の制定法をあいまいではないとし、それゆえ慈悲の原則に基づく狭い解釈を拒絶した。他の事件では、慈悲の原則に言及さえせずに制定法があいまいではないとした。

慈悲の原則を適用しないとした判決の多くは制定法の明確性の受け入れがたい認定に基づいていた。例えば、1990年の *Moskal v. United States* 事件判決では、合衆国最高裁は、虚偽の走行距離を含む有効な車検証を受領することが「虚偽に作成されたことを知りながら」車検証を受け取ることを犯罪とする偽造禁止法に違反するとした。偽造文書のみを対象とする狭い解釈も可能であり、実際、いくつかの下級審裁判所で採用されていた。にもかかわらず、合衆国最高裁は、合衆国議会の広範な目的を示す立法沿革に基づき本法をあいまいではないとした。Scalia 裁判官は、その反対意見において、この広範な解釈が「虚偽に作成された」の日常的意味や特殊な法的定義に矛盾すると述べた。

同様に、1993年の *Chapman v. United States* 事件判決では、LSD が

保管された吸取紙その他の重さが、LSDの「検出可能な量を含む混合薬または物質」を1グラム以上販売することに対し命令的最低宣告刑を被告人が受けるかを判断する際に資料に加えらるべきであるとした。「混合薬または物質」の文言があいまいではないとし、その判断が非論理的に見える結論に至るとしても反対意見の狭い解釈を拒否した。

B. 本原則が代替的・補充的正当化根拠としてのみ援用された裁判例

1. 通常の制定法解釈によって求められる狭い結論

7つの判決において、合衆国最高裁は被告人に有利であるとしこの原則を議論したが、同じ結論が条文、構造や立法沿革によって求められるとした。例えば、1993年の *Reves v. Ernst & Young* 事件判決では、「本法の意味がその文言や立法沿革から明らかであるから、慈悲の原則の適用を考える必要がない。しかしながら、慈悲の原則はまた我々が採用する狭い解釈を支持するであろうと指摘しておく」とした。*Reves* 事件判決と同様に、このタイプの3つの意見はいずれも、慈悲の原則がその判決の代替的根拠にすぎないとした。合衆国最高裁は、他の3つの判決ではさほど明確ではないが、慈悲の原則がその結果に影響しなかったことを暗示している。

2. 連邦主義明確叙述原則 (Federalism Clear Statement Rule) と協力して適用される慈悲の原則

4つの判決では、慈悲の原則はその結果を左右しなかった。というのは、慈悲の原則が、「合衆国議会が州政府と合衆国政府との通常の組織上のバランスを変更しようとするならば、『制定法の文言において間違いのないほど明確に』その意図を示さなければならない」と規定する、連邦主義明確叙述原則と結びつけて援用されたからである。あいまいな刑罰法規の広汎な解釈が合衆国刑法の射程を伝統的に州に委ねられていた領域に拡張する場合には、連邦主義を明確に叙述する原則も慈悲の原則も、合衆国最高裁が狭い解釈を採用するように求める。例えば、2000年の *Cleveland v. United States* 事件判決では、合衆国最高裁は郵

便詐欺法の目的に照らし「財産」の制限的な定義を採用した。合衆国最高裁は、慈悲の原則と、逆の趣旨の解釈が合衆国議会による明白な叙述がないのに合衆国の刑事裁判権の拡張を容認することとなるであろうとの所見に依拠していた。3つの他の判決の文言はまた、その結論が慈悲の原則と連邦主義明確叙述原則とに依拠し、それゆえ同じ結果が慈悲の原則を適用しなくても得られたであろうことを示唆する。

C. 慈悲の原則を適用した裁判例

残る7つの判決のうち6件は、慈悲の原則がその結論に影響したことを示唆する状況であいまいな制定法につき狭い解釈が採用された。6件すべて邪気のない行為の犯罪化を回避したいとの合衆国最高裁の意図を反映していた。

2005年の Arthur Andersen LLP v. United States 事件判決が最新のものである。「事情を知りながら他人に証言を控え文書を破棄するように不正に説得すること」を違法とする制定法が被告人が不法であると認識していることを要求するか否かが問題となった。合衆国最高裁は、慈悲の原則に言及してその分析を始め、刑罰法規を解釈する際に自制することを指摘し、不法性の認識が必要であると結論づけた。また、その一般的アプローチを定義する際も、制定法の文言の分析においても、慈悲の原則を適用する諸判決に依拠した。注目すべきことに、合衆国最高裁は、有罪判決の基礎となる行為がそれだけでは無害である場合に慈悲の原則が「とりわけて適切で」とした。合衆国最高裁は、本法の広汎な解釈が、誠実に行為する弁護士によって与えられた、邪気のない文書内部保持手段や助言を取り込むことになる危険を強調した。

1995年の United States v. Aguilar 事件判決は、FBI 捜査官に虚偽の陳述をすることが、その陳述が大陪審に提出されることを被告人が認識していたのでなければ、司法の適正な執行に不正に影響を与え、妨害しあるいは妨げることを犯罪とする制定法に違反しないとした。Andersen 事件判決と同じく、合衆国最高裁は慈悲の原則に依拠し、合衆国刑法の

刑罰法規厳格解釈の原則に関する文献

射程を判断する際には自制する必要性を示した。また、広汎な解釈であれば司法を妨害する意図を欠く被告人を処罰対象に取り込んでしまうであろうことを強調した。

1994年の *Staples v. United States* 事件判決は、自動式武器の所持を犯罪化する制定法の違反を立証するために、被告人が問題の火器が自動操作できることを認識していたことが証明されなければならないとした。制定法の文言には主観的要件がないにもかかわらずこの結論に至る際に、合衆国最高裁は「主観的要件を要求しない犯罪は一般に望ましくない」と指摘した。立法意図の示唆が厳格責任犯罪を創設することを求めていると説明した。合衆国最高裁は、主観的要件を不要とするように制定法を解釈することを避けるのに特段の注意を払っており、そうすることが明らかに邪気のない行為を広範囲にわたり犯罪化するであろう場合には特にそうであると指摘した。

1994年の *Ratzlaf v. United States* 事件判決は、現金1万ドル以上を含む両替を政府に報告しなければならないとのルールを潜脱するために取引を計画することを禁止する制定法につき、立法沿革が反対の趣旨であることをさておいて、二重の故意要件を読み込んだ。つまり、被告人は報告義務を回避することを意図しただけではなく、計画の禁止を認識しこれに違反することを意図しなければならない。合衆国最高裁は、報告義務の回避を求める多くの「邪気のない」理由があることを強調した。

1992年の *United States v. Thompson/Center Arms Co.* 事件判決では、問題の制定法はある火器法に従わないことに刑罰を科し、明らかに主観的要件を要求していなかった。しかしながら、本法は対象の火器を「作成する」ことが何を意味するのか、それゆえ厳格責任の規定に該当するのかにつきあいまいであった。被告人は、規制対象とされていないピストル、およびそのピストルを長い銃身のライフル（規制対象外）あるいは短い銃身のライフル（規制対象）に改造するのに使用されるキットを製造し販売した。合衆国最高裁は、本法が意図の要件を付加せず刑罰を

科することから、慈悲の原則を援用した。この適用は邪気のない行為を犯罪化させない根拠としての慈悲の原則にも合致する。合衆国最高裁は、あいまいな制定法が意図的な違反を要求すると解釈するだけでなく、明らかに意図を要求していない制定法の適用範囲を狭く解釈する。

1998年の *United States v. Kozminski* 事件判決は、修正第13条の違反を犯罪化する制定法が2人の精神発達遅滞者に無賃金で労働させるため心理的圧力を用いた被告人に適用されないとした。他の判決とは違って、本判決は主観的要件の解釈や厳格犯罪のいずれにも関わらなかった。しかしながら、よく読むと、合衆国最高裁は、本法の広汎な解釈が意欲のない人を労働するよう説得するため意図的に用いられたほとんどあらゆる言論や行動を含むことになることに憂慮したことが明らかである。そのような広汎な解釈では、親が面倒を見ないと脅して成人した子供に仕事を手伝わせる場合のように、多くの邪気のない行為を犯罪化するであろうと説明した。合衆国最高裁は、本法の境界線が不明確であるだけではなく、そのあいまいさが潜在的に邪気がないと見られる行為を取り込むから、慈悲の原則を適用した。

これら6つの判決は、慈悲の原則が刑罰法規を解釈する合衆国最高裁の、わずかだが意味ある判決において影響力を及ぼし続けていることを示唆する。さらに、この一貫し擁護可能な慈悲の原則は邪気のない行為の保護を目的とするとして定義される。

Ⅲ. 新たな原則：邪気のない行為の犯罪化に反対する 根拠としての慈悲

Rehnquist Court の新たな慈悲の原則は、あいまいな制定法が「邪気のない」行為を犯罪化するおそれがある場合にのみ適用されるから、伝統的な原則よりもその射程を狭くする。被告人がその行為を犯罪化する事実状況を認識していないならば、または事実の認識を必要としつつその法的意味を認識していなくてもよいとすれば、法は邪気のない行為を

犯罪化する。自然犯はその性質上不法性を告知する。しかしながら、問題の行為が法定犯である場合には、当該制定法が犯罪の定義において非合法性または不法性の認識を組み入れる場合にのみこの告知が保障される。

前章における判決のパターンは、Rehnquist Court の慈悲の原則が邪気のない行為の保護によって活気づけられたことを示唆する。しかしながら、懐疑的な批判論者はこの斬新な解釈に少なくとも3つの反論を挙げる。第1に、慈悲の原則が第2章Cで示された判決の結果に影響したことを確認しえないとする。この反論に対する明白だが不完全な対応は、これらの判決において、他の判決とは異なり、合衆国最高裁が慈悲の原則を適用しなければ同じ結論に至らなかったであろうと述べ、あるいは少なくとも暗示したというものである。より重要なことに、いくつかの判決では、問題の制定法の合衆国最高裁による解釈は狭い解釈を支持する強力な格言がなければ正当化しがたいであろう。例えば、Aguilar 事件判決における合衆国最高裁の無理な解釈が、たいていの脈絡では他の裁判官よりも遥かに積極的に慈悲の原則を適用する Scalia 裁判官の反対意見を惹き起こした。同様に、Eskridge 教授や Frickey 教授は、Ratzlaf 事件判決における合衆国最高裁による制定法の解釈をかりうじてもっともらしいと特徴づけた。これらの例は、本原則が通常の制定法解釈によっては導き出せない解釈に至ることを示唆する。

第2に、これらの判決の背後にある決定打が慈悲の原則ではなく全く異なる格言、つまり、Staples 事件判決におけるように主観的要件を不要とする犯罪が一般に望ましくないという原則であると反論される。Staples 事件判決が慈悲の原則に依拠する意図がなかったことや、合衆国最高裁が慈悲の原則を援用することなく主観的要件を支持する立場に基づき他の判決を下していることは確かである。しかし、Staples 事件判決と同様に、これらの意見は、1985年の *Liparota v. United States* 事件判決や 1978年の *United States v. United States Gypsum Co.* 事件判決

に依拠し、この2つの判決は主観的要件を支持する立場をまさに慈悲の原則に根拠づけている。これはその立場が独立した解釈格言ではなく、むしろ慈悲の原則の特別適用であることを示唆する。さらに、主観的要件を支持する立場は第Ⅱ章Cで挙げた諸判決の多くを説明できない。この立場は主観的要件を不要とする制定法、つまり被告人がその行為を違法とする事実を認識していることを要求しない厳格責任犯罪のみを否定する。Andersen 事件判決や Ratzlaf 事件判決において政府は厳格責任を主張しなかった。いずれの事件でも、被告人が行為した状況を認識していたにちがいないと述べた。これらの事件で、合衆国最高裁は、この基本的な主観的要件を超えて、行為の認識だけではなく不法性の意識を要すると解釈した。

第3に、慈悲の原則が第Ⅱ章Cの諸判決の結論に影響したことを認めつつ、本原則が邪気のない行為が問題となる場合にのみ効力を発揮するのか否かを疑問視する。しかしながら、合衆国最高裁が慈悲の原則を適用したとしない状況はさらに、合衆国最高裁が事実上新たな原則を採用したことを支持する。明らかに、合衆国最高裁は、慈悲の原則そのものが新たな原則の脈絡以外で狭い解釈を要求すると判示したことがない。さらに、合衆国最高裁は、刑罰法規の拡張的解釈を正当化するのに主観的要件の存在を援用した判決もある。例えば、1997年の *United States v. O'Hagan* 事件判決では、1934年証券取引法第10条（b）による刑事責任が「横領」理論に根拠づけられうるとして、あいまいと争われた法律の射程を拡張した。この結論を正当化する際に、「刑事責任が横領理論によって支えられるとの判決に欠かせないのは、合衆国議会が故意につき規定している2つの堅固な安全装置である。ルール第10b-5の刑事違反を立証するには、政府は意図的に本条に違反したことを証明しなければならない。さらに、被告人が本ルールを知らなかったことを証明した場合にはその違反で罰せられない」と説明した。

合衆国最高裁がそのような主観的要件を欠く制定法を広汎に解釈しな

かったとの事実は邪気のない行為保護のための慈悲の原則を補強する。

最後に、合衆国最高裁が制定法が明確であるとの形式的判断に基づいて慈悲の原則を適用しなかった諸判決のいずれも潜在的に邪気のない行為に関わるものではなかった。合衆国最高裁が慈悲の原則を適用し得ないとした30件のうち3件は主観的要件の解釈にかかわった。そのいずれでも、その解釈が不法性を認識した被告人のみを含むことを注意深く指摘した。

IV. 新たな原則の防御

合衆国最高裁が事実上慈悲の原則を狭く絞り込むことは望みどおりの条件で擁護でき、旧原則の望ましくない結果の多くを回避できる。

A. 公正な告知

旧原則を支持する公正な告知の根拠は広きに失し狭きに失する。合衆国最高裁があいまいな制定法を明確化するために立法沿革や目的に着目するから、慈悲の原則が刑事責任の正確な輪郭を国民に認識させるとの主張は、刑事被告人が刑法典を読むとのすでに受け入れがたい仮定にもう一段擬制を重ねるものである。本原則はまた、その行為が犯罪であると確信する、あるいは制定法の抜け穴を利用しようとする被告人さえ保護するから、過剰な保護を与える。

新たな慈悲の原則は、少し異なる形態であるが、公正な告知の価値に資する。Jeffries 教授は、「告知の中核概念」が「普通に法を遵守する常人であればその行為が刑罰法規違反の危険があるとの何らかの兆候を受け取るであろうか否か」を問うものと主張する。法がそのような兆候を与えない状況はまさに新たな原則によって支持されない状況、つまり厳格責任犯罪や法定犯だが違法性や不法性の認識を必要としない犯罪である。厳格犯罪で有罪とするには、その行為の性質を認識している必要がない。同様に、法定犯はそれが禁止されているとの理由のみで定義上不法である。その禁止を知らない者は責任を問われうることの告知を受

けない。

旧原則が告知の利益を保護するが新原則が保護しない場合は、被告人の行為が自然犯であるが法によって明確には禁止されていない場合である。しかしながら、被告人の行為が自然犯であるという事実そのものが公正な告知の主張を弱体化させる。というのは、その行為の性質が犯罪となる可能性につき告知を付与するからである。それゆえ、新原則によって保護される告知は、旧原則とは異なり、新原則が刑法典を勉強している法律家ではなく通常人の見込みに結びついているから、優れている。B. 「準憲法的」かつ「公的」諸価値

邪気のない行為保護のための慈悲の原則はまた、制定法解釈の実体的格言の2つの正当化根拠と旧原則以上に合致する。第1に、Sunstein教授は、多くの解釈の実体的格言が「準憲法的」諸価値を保護するものと理解されるべきであると主張する。これらの解釈原則は合衆国憲法によって命ぜられるのではなく、憲法上の基礎を伴って何らかの目的を促進するように意図されている。合衆国議会は自由に州法を先取りしたり、合衆国と州との権限バランスを変更できるが、しかし、これらの原則は州の自律が憲法上重要であるとの認識によりそのような先取りや変更を困難にする。

邪気のない行為保護のための慈悲の原則は同じように正当化されうる。合衆国最高裁は、合衆国議会在が厳格責任犯罪を創造する権限を有しているけれども、それがデュー・プロセスの問題を提起することを指摘している。合衆国最高裁はその抑制を正確に定義してはいないが、合衆国憲法が厳格責任犯罪にいくつかの明記されない制約を課することを示唆している。研究者や下級審裁判所はこの憲法原則の射程や実行可能性で意見が分かれる。連邦主義の格言や遡及効否定の仮定と同じように、新たな慈悲の原則は広く承認されるが原理的に十分に執行されていない憲法規範を保護する。あらゆる広汎な刑罰法規が憲法上の問題を提起するわけではないので、同じ正当化根拠は広汎な旧原則にはあてはまらない。

第2に、Eskridge教授は、解釈格言が、公的価値の反映として、つまり、「国家にとって基本的な基礎となる規範を形成する法規範や原則」として最もよく理解されると主張する。例えば、域外適用効果を否定する仮定は、合衆国の国境を越えて制定法の効力を拡張しようとする議会にハードルを課する。この格言は礼讓の重要性や他国の法律との抵触の予防によって正当化される。慈悲の原則におけるこの「重要な利益の保護」という正当化根拠は広汎な旧原則には利用できない。非難可能な行為の犯罪化を否定する伝統は存在しない。合衆国最高裁は、イギリスの裁判官による無効化にその起源をもつにもかかわらず、慈悲の原則が刑事責任への一般的攻撃に根拠づけられるものではないことを明らかにしている。同様に、慈悲の原則が感情的な考慮からあるいは有害なまたは反社会的行為を禁止するという合衆国議会の目的への同情を欠くことから適用されるものではないと説明した。対照的に、邪気のない行為に対する刑事責任の賦課を回避することは、合衆国最高裁が明確叙述原則で保護に値するとしている利益と同じ重要な利益である。

C. 透明性と理論的一貫性

最後に、慈悲の原則の狭い概念を取り入れることは、慈悲の原則の領域およびそれを超えてより一貫した法理を生み出すであろう。それが下級審裁判所に指針を提供することは明らかである。合衆国最高裁と同じく、下級審裁判所は、広汎な解釈が邪気のない行為を犯罪化する場合に本原則を特に進んで適用しようとするが、それが邪気のない行為を保護するのに必要でない場合にさえこれを適用している。

さらに、新たな慈悲の原則の正式な採用は合衆国最高裁が旧原則の適用を回避するためにあいまいさの判断を操作する必要性を低減する。「明確性」や「あいまいさ」は自明の言葉ではなく、幾分か柔軟性が入り込むし、それがおそらく望ましい。しかし、合衆国最高裁が明らかにあいまいな制定法に慈悲の原則を適用しないことは無用な混乱を招く。

あいまいさや明確性の一貫した判断の要望は、合衆国最高裁が慈悲の

原則が適用できないとの判断に固執する場合にさらに重要となる。2005年の National Cable & Telecommunications Ass'n v. Brand X Internet Services 事件判決では、合衆国最高裁は、先例がその解釈が制定法のあいまいでない文言から導かれると判断する場合のみ、先例の制定法解釈が Chevron 事件判決の敬讓を受けられる機関の解釈を負かすと判示した。その際に、合衆国最高裁は Chevron 事件判決における「あいまいさ」が慈悲の原則の脈絡における「あいまいさ」と同じであると述べた。本判決以降、制定法が慈悲の原則の適用を避けるために明確であるとの認定は Chevron 事件判決の目的に照らして明確であること、それゆえどの機関もその解釈を変更し得ないことを意味する。多くの規制法が処罰規定を含むから、裁判所は、制定法が慈悲の脈絡においてあいまいではないと判断する場合には、将来の執行上の柔軟性を失わせるであろう。

結 論

本稿は、慈悲の原則がでたらめに適用されている、あるいは実際にはまったく適用されていないとの広く共有された立場を否定する。少なくとも合衆国最高裁においては、本原則は健在だが、狭い定式となっている。合衆国最高裁は、あいまいな刑罰法規が邪気のない行為を犯罪化する場合にのみ慈悲の原則を適用する。この新たな慈悲の原則は少なくとも旧原則の擁護可能な代替肢であり、多くの点においてそれよりましであると思われる。それゆえ、合衆国最高裁は、慈悲の原則が制定法のあいまいさのすべてに適用されず、邪気のない行為を犯罪化すおそれのあるあいまいさにのみ適用されると正式に判示すべきである。

しかし、合衆国最高裁がこの手段を望まないとしても、旧原則が邪気のない行為が問題となる場合に特に有効であると判示することで新たな原則を基礎づける特別な考慮を認識すべきである。この方法は、慈悲の原則があらゆるあいまいな刑罰法規に適用されると判示する200年間の先例を合衆国最高裁が覆すことなく同じ利点のいくつかを提供するであ

刑罰法規厳格解釈の原則に関する文献

ろう。このより慎重な代替肢はまた合衆国最高裁の動きがなくても下級合衆国裁判所に門戸を開いている。つまり、裁判所が邪気のない行為の犯罪化を予防するために慈悲の原則を適用する際にとりわけて積極的であるべきであるとの結論を正当化する十分な支持が合衆国最高裁の意見に存在する。